

【理事・参事などの役割と役職の必要性について】

(一問目)

市の職員には個々の役割があり、組織を効率的に運営し機能させるために、役割に応じた役職を設けることは理解できます。個人的には、部長と言えば部の、課長と言えば、課の統括役、最高責任者という役割のための役職と理解しやすいのですが、部長級の理事や次長級の参事といった役職の役割がよく分かりません。そこで、部長と理事及び次長と参事の役割の違いを教えてください。また、理事や参事のポストがなければ、市の組織や業務において、どのような不利益や悪影響が生じるのか教えてください。

<答弁>

「部長」は部の統括責任者として、政策決定や事務執行、予算、人事の統括などを行うものであり、「次長」はこれを補佐し所属員を指揮、監督する職責を担っている。

「理事」「参事」は、特定の業務を処理するために必要がある場合に設置する、いわゆるスタッフ職であり、社会経済情勢など様々な要因により変化する市の行政課題に柔軟かつ機動的に対応できるよう配置している。

「理事」「参事」を置かないとすれば、特命課題に対応する推進者がいなくなるため、本市の行政運営に最適な組織体制がとれなくなります。

(二問目)

ここ10年の理事及び参事の人数の推移を教えてください。また、昨年度はあって今年度はなくなった理事及び参事のポストの数と、昨年度はなくて今年度、新たに作られた理事及び参事のポストの数を教えてください。そして、理事及び参事のポストで昨年度はあって、今年度はなくなったものの理由、同様に昨年度はなくて、今年度、新たに作られたものの理由を、それぞれ具体的にお答え下さい。

<答弁>

過去10年間の「理事」「参事」の人数の推移ですが、理事は平成16年6人、平成17年8人、平成18年8人、平成19年11人、平成20年10人、平成21年10人、平成22年10人、平成23年9人、平成24年8人、平成25年8人となっています。参事は平成16年12人、平成17年16人、平成18年21人、平成19年28人、平成20年28人、平成21年17人、平成22年20人、平成23年13人、平成24年8人、平成25年12人となっています。

今年度廃止した理事職は2、参事職は0です。今年度新設した理事職は2、参事職は4となっています。

「理事」「参事」は、「特定の業務を処理するために必要がある場合」に、豊富な知識や行政経験のある職員が、その能力を最大限発揮できる組織体制を構築する観点から新設または廃止しています。

「理事」「参事」に限らず、職員をどの役職に就けるかは、単に職制だけの問題ではなく、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、それぞれの職員の職務経験や適性等を

踏まえた適材適所の考え方に基づき人事配置しています。

(三問目)

2004年には理事は6名、それが2007年には11名となり、現在は8名となっています。一方、参事は、2004年には12名でしたが、2007年、2008年には28名と2倍以上に膨れ上がり、昨年度は8名と、わずか5年足らずで3分の1以下に減少しています。このような異様な推移から考えると、明らかに役割に応じて役職が設けられているというよりも、先ほど「それぞれの職員の職務経験を踏まえて人事配置をしている」と答弁されましたが、職務経験、つまりは、勤続年数に応じて、例えば、団塊の世代などの影響で勤続年数の長い職員が増えてきたらポストを作り、その方々が退職したらポストを無くすといった、勤続年数の長い職員の給与を上げるために役職が設けられているように思います。そこで、現在、設置されている理事や参事が全て、業務の遂行上、組織の効率的な運営上、必要であるかどうかを精査し、特段、必要性の感じないものについては早急に廃止すべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、配置している「理事」「参事」職は全て行政運営上の必要から設置しているものであり、勤続年数に応じて高い給料を与えるために設置しているものではありません。

(意見・要望)

私は、理事や参事のポストが絶対に駄目だと言っているわけではありません。ただ、ポストはあくまで個人の能力に応じて設けられるべきであり、勤続年数に応じて設けられるべきではありません。また、職責や職権を与えるために設けられるべきであり、高い給料を与えるために設けられるべきではありません。あらためて、今述べたような視点で、一つ一つのポストを厳格に精査して頂きたいですし、先ほどご答弁では明確にされませんでした。今後は、理事や参事に就いている一人一人について、なぜ、そのポストが必要なのか明確に説明できるような人事配置をして頂くよう強く要望しておきます。

【入札で生じる差金の使途について】

（一問目）

市が建設事業を行う場合、主に一般財源と起債で予算が組まれ、事業が実施されますが、そのほとんどが入札で、当初見込んだ額よりも事業費が低く抑えられます。所謂、入札差金が生じます。その際、市は事業費の抑制分を、起債の減額ではなく、大半を一般財源の減額に充て、国が定めた上限額いっぱいまで借金をしようとする傾向にあります。

決算が終わっている一昨年度の建設事業費の当初予算と決算の状況を調べてみると、起債を伴う事業がいくつかあり、その中で、明渠繰越などの伴わない事業が学校給食センター整備事業、消防施設整備事業、消防庁舎整備事業、火葬場整備事業の4つありました。それらはどれも入札によって、当初予算に比べ、決算額が大幅に減額されており、当然、起債額も一般財源の額も減っています。4事業の当初予算時の予算総額は約17億5000万円、うち起債総額は約11億円、一般財源充当総額は約5億3500万円に対し、決算総額は約12億8000万円、うち起債総額は約9億3000万円、一般財源充当総額は約2億4000万円となっています。

つまり、当初予算時に、この4つの事業に約5億3500万円の一般財源を充当することが可能としておきながら、入札差金が生じた際に、一般財源を約2億4000万円しか充当せず、起債は上限額いっぱいまでしたのです。何故、当初予算時に充当可能として予算編成した一般財源を使わず、あえて国が定める上限額いっぱいまで借金をするのでしょうか。市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

個々の事業の財源として起債を活用する場合は、入札等により確定した当該事業費に対し、国の示す充当率を基本に、起債を算出しておりますが、年度全体の起債額につきましては、財政状況などを総合的に勘案し、必要に応じて起債の取りやめも行いながら、プライマリーバランス黒字の維持や市債残高の縮減を図っているところでございます。

（二問目）

当初予算で計上した一般財源を出来る限り活用し、起債額を抑制した方が、将来世代へのツケや負担の軽減になり、財政健全化にもつながると思いますが、あらためて、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

当該年度の市民サービスの維持や実質収支黒字の堅持などのために財源を確保すること、起債を抑制し市債残高の縮減を図ること、この両方のバランスを取ることが重要であると考えております。

（三問目）

こういった議論をすると、「長期にわたって利用される施設に対し、施設購入時の

世代の市民だけでなく、将来、利用する世代の市民にも負担して頂くという、世代間の負担の公平性を保つために起債をする」といったニュアンスの答弁をよく聞きますが、これは、今の世代の言い訳であり、将来世代には納得のいくものではないと私は思います。何故なら、将来世代には、今、建てられる建物に対し、何の意思表示もできませんし、数年後、数十年後かに、その施設が必要であるという保証も、存在しているという保証も一切ないからです。むしろ何十年後かには、施設の更新費用が必要となるでしょうし、毎年毎年の維持管理費も発生しているはずです。

考えてみて下さい。皆さんが、マイホームを購入する場合、一般的には、ローン（市で言う起債）と頭金（市で言う一般財源）で賄うと思いますが、予定価格よりも購入価格が下がった場合、ローンを出来る限りして、頭金を出来る限り減らすような方法を取るでしょうか。ローンの額を減らして、後々の負担を少しでも軽減しようと考えたのではないのでしょうか。また、ローンをするとしても、銀行など貸し手の示した上限額いっぱいまでローンをしようとするのでしょうか。だいたい、皆さんのお子さんやお孫さんに対して、「この家は、世代間の公平性を保つためにはなるべく借金をして建てるけど、今後、お前たちも利用するのだから、理解しろよ」と言えるでしょうか。自分のお金だったら、何かと節約や無駄のないやりくりを心がけるはずなのに、どうして人のお金（税金）となれば、そういった感覚、発想が薄れてしまうのでしょうか。今述べたことについて、市民が納得のいく回答をお聞かせ下さい。

<答弁>

建設事業のように、臨時的に多額の経費を必要とし、かつ将来世代も使用する公共資産の形成につながる事業の財源といたしまして、起債は平準化による年度間の行財政運営の安定性及び世代間の負担の公平性を保つ調整機能を有しておりますことから、ご質問にございますような、これが「今の世代の言い訳」にはあたらないものと考えております。

また、市債残高を増やさないこととともに、当年度の財源を確保して市民サービスを維持することや、赤字を出さないことも責任ある財政運営であり、バランスを取りながら、全体の財政規律を保っていく必要があると考えております。

本市はこれまで、市債残高をピーク時と比較し609億円縮減し、平成23年度決算まで8年連続で実質収支・プライマリーバランス黒字を継続するとともに、経常収支比率も目標であった95%以下を今年度予算で達成し、土地開発公社の整理等ともあわせ「財政非常事態」の脱却に結びつけました。加えて、健全化判断比率のうち、将来世代の負担の重さを示す指標といえます将来負担比率も、早期健全化基準といういわゆる警告ラインが350.0%のところ、平成23年度決算51.2%、平成25年度予算42.2%と、より良好な数値へと推移しております。

このように財政指標は改善してまいりましたが、現状で十分とは考えず、今後に向けましても行財政改革の継続やマネジメントサイクルの徹底を通じ、一層の持続可能な財政構造を確立すべく、取り組んでいるところでございます。自分のお金ではなく、公共のための財政であるからこそ、より重い責任を帯びていることを認識し、運営しているところでありますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

私は今回の質問で借金すること自体を否定しているわけではありません。ただ、必要のない借金は出来る限りすべきではないと主張しているのです。また、市が市債残高を縮減されてきたこと、様々な行財政改革を断行されてきたことは評価しています。ただ、より果敢な財政運営をすることで将来世代へのツケや負担をもっと減らせるのではいかという提案をしているのです。是非とも、入札差金が生じた場合は、出来る限り、起債の発行額の抑制に充当し、将来世代へのつけ回しを少しでも抑えて頂くことを強く要望しておきます。

【(仮称)文化芸術センター事業の入札不調と今後の市の対応について】

(一問目)

昨今、東北の復興特需により工事単価が上昇し、それが全国に波及し、公共工事における入札不調がしばしば起こっているようです。実際に、どの程度、工事に係る費用が上昇しているのか、教えてください。また、最近の市の公共工事における入札不調の件数はどれくらいあるのか教えてください。

<答弁>

平成25年3月29日付けで国が決定・公表した平成25年度の公共工事設計労務単価によると、前年度に比べ、全国平均で約15%上昇しております。平成25年1月から4月にかけて一部資材価格の急騰があったが、5月に国が発表した主要建設資材受給・価格動向調査結果によると、アスファルト合材の価格は、やや上昇傾向にあるが、その他の資材は横ばいとなっております。

平成25年4月以降の入札不調案件は、50件中4件となっております。

(二問目)

豊中市の場合、(仮称)文化芸術センターの建設工事の入札が不調となっております。不調になった状況と、市の見解をお聞かせ下さい。また、平成25年4月以降、入札不調案件が4件あったとのことですが、詳細を教えてください。

<答弁>

(仮称)文化芸術センターの建設工事の入札は、平成25年2月28日に公告し、平成25年4月15日に開札しました。特定建設工事共同企業体3者が入札されましたが、予定価格を上回る価格であったため3者とも失格となりました。

本市の予定価格と入札参加業者の入札価格に非常に大きなかい離があり、残念です。

不調になった4件のうち、2件は、取り落としによるものです。1件は、(仮称)文化芸術センター建設工事で、もう1件は、応札者となるべき資格を有するために必要な設計図書の購入の申し込みがなかったものです。

(三問目)

最近の入札不調の状況をみると、(仮称)文化芸術センター事業だけが、予定価格と応札価格の大きなかい離が原因で入札不調になったとのこと、必ずしも公共工事の設計労務単価や資材費の高騰が、入札不調の要因とは言い切れないと思います。そこで伺いますが、今後においては、予定価格を単純に増額して再度、入札を実施するのか、建設業者から寄せられている助言なども踏まえ、設計内容の見直しなどにより身の丈にあった形で当初の予算内で再度、入札を実施しようと考えておられるのか、市の見解をお聞かせ下さい。個人的には、何が何でも早く着工することによって、予定価格を増額して事業を行うべきではないと考えますが、あわせて市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

入札が不調となりました(仮称)文化芸術センターの本体工事につきましては、労務費や建設資材の上昇などが関係しているものと考えておりますが関係部局と連携し、一部、設計内容の見直しを行ったうえで、改めての入札となります。市民が文化芸術に親しむ拠点施設として、平成27年度中の開設を目指して、早期に着工する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(四問目)

(仮称)文化芸術センターの建設工事の入札が不調に終わったことは、市のホームページをチェックしなければ、各議員に全く情報が入ってこない状況にありました。どうして、情報提供がなされなかったのでしょうか。また、今回のケースに限ったことではありませんが、市民の関心度も高い事業であり、しかも、社会情勢など何らかの影響で入札が不調になったといった情報は、議会に情報がきっちりと届けられる仕組みを作ってもらいたいと思うのですが、そのような仕組みを作ることに對する市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

昭和52年及び平成5年の地方自治法施行令の改正を受け、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例」の工事又は請負契約案件を3千万円から1億5千万円に引き上げたことに伴い、情報提供を行うため、月ごとに入札結果・契約情報を議会にお知らせすることとなっています。

不調の情報は、入札に参加された事業者のお知らせするために、電子入札システムで速やかに公表しており、誰でも見る事が可能です。

(意見・要望)

制度の詳細は分かりましたし、新たに制度や規則を作ることが困難であっても、(仮称)文化芸術センター事業のように、市民の関心度の高い事業が、社会情勢など何らかの影響で、たとえ入札が不調になった場合でも、議会に対して、担当課を中心に関係各課が随時、情報提供をして頂くようなご配慮があれば大変ありがたいと意見しておきます。

また、(仮称)文化芸術センターの建設に関わる入札についてですが、予定価格を増額し、つまりは、起債額を増額し、子どもや孫の世代にツケや負担を増やしてまで、建設を急ぐようなことはせず、当初、予定していた予算内でどのようにすれば事業が実施できるかを考えて、事業を遂行して頂くことを強く要望しておきます

【豊中市章及び市旗の由来とデザインについて】

（一問目）

豊中市の市章は、一般公募1707点の中から選考され、議会の審議・議決を経て、昭和14年（1939年）3月30日に制定されました。豊中の頭文字「ト」を4個組み合わせて「トヨ」ともじり、その4つのトで全体の形を「中」と見たてて、「豊中」とされたと市政概要に書いてありました。ただ、大きさや形などのデザインについては規定がありますが、色の規定はありません。日本国旗は、その形だけでなく、色も（地は白色、日章は紅色）と法律によって定められていますが、何故、豊中市章は色の規定がないのでしょうか。規定がない以上、豊中市旗は何色で制作し、掲揚しても問題も支障もないということでしょうか。

＜答弁＞

市章につきましては、市章規則において、その形状のみを定めており、色の規定はしていません。市章は、広報とよなか、各種計画やパンフレット、ホームページなど様々な媒体に掲載しているところであり、特定の色に統一することについては、掲載媒体の色調や印刷時の色刷りなどに制約が生じることとなり、市章を活用する観点からいうと必ずしも望ましいとは言えないと考えております。

他の中核市におきまして市章の色を定めている市はありません。

市旗につきましては、規定は設けておりませんが、青地に白抜きで実質的に統一しており、現時点で特に問題や支障があるとの報告は受けておりませんので、改めて違う色調に変更することは考えておりません。市旗の色につきましては、約半数の中核市が規定しております。

（意見・要望）

実際に、広報とよなかの表紙に市章が掲載されていますが、その色は、毎月、表紙の表題の色に合わせる形で変更されていますし、何ら違和感を抱きません。ただ、市旗に関しては、色を規定しても良いのではないかと思います。そこで、市のPRや市民の市に対する愛着度の向上を目的に、例えば、70年余り前に市章のデザインを一般公募されたように、市のイメージカラーや市旗の色を市民に一般公募して、市旗の色を規定されても良いのではないかと提案しておきます。また、市政概要には、市章は作者不詳とされていますが、70年以上も前の話とは言え、当時、一般公募までして、1707点の中から選ばれた市章ですので、何とか作者が誰なのか調査して頂きたいと要望しておきます。